

松本市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

松本市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組み、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

松本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）は、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

松本市は、「子どもの権利に関する条例」を制定し、「すべての子どもにやさしいまち」を目指している。第3次松本市教育振興基本計画において「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本理念に掲げ、その実現に向け、大人は子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、健やかな育ちと豊かな学びを支えていくこととしている。学校においては、教職員が児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育活動に専念できる環境を整えることが重要であり、その基盤となるのが働きやすさと働きがいを両立した学校における働き方改革である。

本市では、平成30年度に策定した「松本市における教職員の働き方改革の指針」に基づいて働き方改革を推進してきた。これまでの取組みを継承し、本計画に統合することで、さらにスピード感をもって働き方改革を推進していくことが重要である。

松本市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員がいきいきと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことで、松本市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

(2) 本市の現状

ア 本市では、令和3年3月に「松本市立小・中学校、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、長時間勤務の是正と子どもと向き合う時間の確保を目指し、教育職員の時間外在校等時間を以下の時間を上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うとした。

- ・ 1月について45時間
- ・ 1年について360時間

また、教育職員が児童生徒に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、以下に掲げる月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うとした。

- ・ 1月について100時間未満
- ・ 1年について720時間
- ・ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
- ・ 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

イ これまでの取組み

(7) 学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化による業務の削減

- ・ 市内全校への教員業務支援員の配置
- ・ 給食費の公会計化

- ・ 時間外の留守番電話の導入
 - ・ 統合型校務支援システム C4th の導入
 - ・ 保護者の利便性向上や教職員の業務負担軽減の推進（Home & School の導入）
- (イ) 家庭・地域・関係機関・企業等との連携・協働体制の構築
- ・ 中学校部活動の地域展開に向けた協議会の立ち上げや総括コーディネーターの設置
 - ・ 小規模特認校制度や松本デュアルスクール制度の開始
- (ロ) ワーク・エンゲイジメントの高い職場づくりとワーク・ライフ・バランスの実現
- ・ 「リーディングスクールサポート事業」を中心として、各校が独自に工夫をしながら、意欲的に学校づくりを進めていくための支援
- ウ 本市における教育職員の時間外在校等時間の状況（令和6年度）

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	35.6時間	38.1%	6.9%
中学校	36.1時間	40.1%	8.0%

月の時間外在校等時間の平均は45時間を下回っているが、約4割の教育職員が月45時間を上回り、月80時間以上の教育職員の割合も減少傾向ではあるが存在している。今後も取組みを進め、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

以上を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア ストレスチェックにおける「職場環境によるストレス」の値が、全国平均より高い学校を0にする。
- イ ストレスチェックにおける「働きがい」の値が、全国平均より低い学校を0にする。
- ウ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常적인見守り活動

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うこととする。

(ロ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整については、教頭や担当職員に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

(ハ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 「松本市職員等の公正な職務の執行を妨げる行為の防止に関する条例」に基づいた対応を行う。
- ・ 学校が積極的にスクールロイヤー等の専門家を活用できる環境を整備する。
- ・ 教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

- ・ 調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

(イ) 校舎の開錠・施錠

- ・ 管理職に固定せず、機械警備、役割分担の見直しを促進

(ロ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、教職員等の輪番やボランティア等による負担軽減を促進する。

(ハ) 校内清掃

- ・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、教職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

- ・ 給食時に行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

(イ) 授業準備

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する業務支援員を配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

(ウ) 学習評価や成績処理

- ・ 校務支援システムや自動採点技術（ＡＩを活用した採点ソフト等）等を活用することによって、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、校外、校内教育支援センターの機能強化による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

ア 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組み、今後のフォローアップについて

(1) 取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市ストレスチェックの結果から把握する。

(3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (4) コミュニティスクールの充実を図り、国型への移行を見据え、地域とともにある学校づくりを推進することにより、教職員の業務を支援する体制づくりに努める。
- (5) 各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各町会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。